

令和2年度 第11回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和3年2月24日（水）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- | | | | |
|------|--------|-------------|--------|
| 農業委員 | 4、小坂一雄 | 農地利用最適化推進委員 | 3、橋爪重徳 |
|------|--------|-------------|--------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|------|------|
| 中田太 | 産業課長 |
| 本間百展 | 主事 |

5、付議された案件

日程第1：農地の権利設定の許可について

日程第2：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について

日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

- | | |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長

それでは、令和2年度第11回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中9名、欠席委員は1名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は2番委員と3番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1、「農地の権利設定の許可について」議案第18号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(本間) それでは説明させていただきます。1 Pをご覧ください。申請人及び買受人は□、○○、▲歳。売渡人は□、○○、▲歳。申請地は、□▲-▲、面積は▲㎡、申請事由ですが、申請人である○○は、売渡人である○○より申請地を有償にて取得し、路地野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名、耕運機1台となっております。2 Pをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は□より□方面へ▲mほど進み左折し、道なりに▲mほど進み右折、▲m進んだ進行方向右手にございます。3 Pをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。

向山委員 議案18号、○○からの農地の権利移動の許可申請についての補足説明をいたします。令和3年2月21日、日曜日、地元委員の中村さんと私、申請者の○さんの3名にて申請地の現地確認調査をいたしました。その結果、2委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしくをお願いいたします。申請地は普通畑です。北側は住宅、東側と南側は普通畑と住宅、西側だけ普通畑です。申請地の周りは北側と西側はブロック塀、南側と西側は土手となっておりますので、近隣への土砂、雨水の流出も考えられません。申請地はビワの大木が1本、太いのが数本植わっています。後は太い竹に覆われています。竹を伐採の後に抜根、耕運、その後に野菜を作付けするとのことです。申請地には、家庭用水道も完備されております。日照時間も長く、海岸から離れておりますので、塩害も考えられません。令和2年に、農地利用状況調査をしたんですけど、その時は遊休地でしたが、今は竹も大体伐採しております。場所は先ほど事務局の説明いたしましたとおりです。そして中に間口1.5、奥行き2間の作業小屋が1棟建っています。パイプハウス25mm間口4.5、奥行き7mの新しいハウスが1棟、前の人が建てたものですけど建ってあります。以上、補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可といたします。それでは日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) それでは説明させていただきます。農用地利用配分計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。申請者は□▲-▲-▲、○○。今回利用権設定をする土地の所在につきましては3筆で、□▲番▲と▲番▲、▲番▲になります。地目は畑で、▲㎡と▲㎡、▲㎡の利用権設定となります。貸借の期間は8年。賃借料は有償で年間▲円の設定となっております。こちらの内容ですけれども、平成31年度にご審議頂いた案件になります。○○さんが中間管理事業で賃借していた農地になるんですが、○○さんが亡くなられたので、その農地を○○が借り

るための申請になります。8 Pをご覧頂きますと申請地になります。説明は以上となります。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、6番。

向山委員 9 Pの▲-▲、▲㎡となっていますけど、▲㎡の間違いでしょうか。

事務局(本間) そうですね。農業会議の方に伝えさせていただきます。2番の貸付先も○さんってなっているんですけども、新しく○さんに訂正した書類を正式にもらっていますので、面積についても問い合わせ訂正して郵送してもらいます。

向山委員 最初の4 Pのものが正しいんでしょ、▲-▲は。9 Pだと数字がちよっと違うから。

事務局(本間) また訂正して送ってもらうようにいたします。

向山委員 分かりました。

土屋議長 はい、8番。

笠間委員 ここは柑橘系のハーブとか果樹をやっているということですが、実際にやっていますか。

事務局(本間) ○さんが最初にやられていて、植え付けとかもしていたんですけど、そのまま○さんがやられています。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(~全員 挙手~)

全員賛成ですので、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より何かありますか。

事務局(本間) 事務局としては特にありません。何か皆さんからありませんでしょうか。

土屋議長 はい、6番。余談としてお聞きしたいんですけど、先ほどの農地法3条の件で申請者に聞かれたんですが、正式な許可が出るまでの期間としては大体どれくらいですか。

事務局(本間) 3条の許可書は本日出します。

向山委員 本人にそれは通知してくれる。

事務局(本間) 決裁が下り次第、本人に電話します。ただ、登記しに行くのはご自身なので。

向山委員 その後のことをお聞きしたいんですけど、私らは許可とかそういうのはやるけど、その後の段取りはあまり頭がないんです。最終的にどういう設定でやるのか、私なりに考えたんですけど、その許可が本人にいけば、本人の方は有償でも無償でも契約書を作るわけですね、双方で。それが終わったら有償の場合はお金を払って、今までは登記済み謄本とか地積図、権利書を持って登記所に登記をする。そういう手続きで最終ですか。

事務局(本間) 町としては農地法3条の申請を出してもらう時に、売買契約書の作成をお願いしています。本人達に契約書の提出してもらい写しがあります。農業委員会で許可が下りたら契約効力が発生するといった内容を入れていただいています。それに基づいて有償で金の支払いをまずなさると思います。その後許可書を持って、本人が九段にある登記所に登記しに行くって流れになっています。その時に必要な書類は把握していません。

向山委員 大島に出張登記みたいな、月に何日か来ますよね。そういう時に提出するんですか。

- 事務局(本間) その時にご相談はできると思います。そこで手続きが完了するかどうかは分かりません。
- 向山委員 そうでないと島外の方に行くんですか。
- 事務局(課長) 後は郵送とかですね。郵送で受け付けてくれます。
- 向山委員 手続きってというのはやったことがないからね、分かりました。ありがとうございます。
- 土屋議長 その他何かございますか。特にないようですので、これをもちまして第11回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員